

介護老人保健施設千の星・よこはま 所定疾患施設療養費の算定状況

当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

病名	件数	日数
肺炎	31	189
尿路感染症	19	120
带状疱疹	13	73
蜂窩織炎	35	223

○算定要件

- 1.所定疾患施設療養費(Ⅱ)は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 2.所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 3.所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ.肺炎
 - ロ.尿路感染症
 - ハ.带状疱疹
 - ニ.蜂窩織炎
 - ホ.慢性心不全の憎悪 (令和6年4月改定より)
- 4.算定する場合にあつては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- 5.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 6.当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。